



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年5月31日金曜日 第1360号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 671

狩猟免許更新に係る適性検査等の実施..... 672

医師の指定..... 673

指定医師の所在地の変更..... 674

医療機関の指定..... 674

指定医師の辞退の届出..... 675

指定医療機関の廃止の届出..... 675

土地改良区役員の就退任の届出（5件）..... 675

土地改良区役員の退任の届出（2件）..... 677

土地改良区役員の氏名の変更の届出..... 677

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... 678

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧..... 678

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 678

家畜人工授精師の免許証の交付..... 678

愛媛県防除実施規準の変更..... 679

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更..... 679

土地収用法に基づく事業の認定..... 679

公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 679

道路の区域変更（一般国道440号）..... 679

道路の供用開始（"）..... 680

道路の区域変更（県道中山双海線）..... 680

道路の供用開始（"）..... 680

道路の区域変更（一般国道197号外）..... 680

道路の供用開始（"）..... 681

道路の区域変更（県道狭間上松葉線）..... 681

道路の区域変更（県道吉田宇和島線）..... 681

道路の供用開始（"）..... 682

開発行為に関する工事の完了..... 682

愛媛県土地利用基本計画の変更..... 682

公 告

狩猟免許試験の施行..... 683

クリーニング師試験の施行..... 684

愛媛県保育士試験の実施..... 685

教育委員会公告

平成15年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 685

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... 685

愛媛県自動車運転代行業の適正化に関する法律施行細則..... 686

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則..... 695

更新時講習の実施に関する規則..... 728

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則... 730

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示..... 736

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... 737

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 740

雑 報

公示送達..... 740

告 示

○愛媛県告示第1085号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
アサヒビール株式会社
東京都中央区京橋三丁目7番1号
代表取締役社長 池田 弘一
- 事業場の名称及び所在地
アサヒビール株式会社四国工場
西条市ひうち2番地6
- 特定施設に関する事項
樽外洗機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第10号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり1,300樽処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後7日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	13.5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	4～8月に多い	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.0 最大 9.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 150
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 150

全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10
	最大 10
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1
	最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 38 最大 100

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.9
	最大 14.9
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10
	最大 15
全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10
	最大 20
全りん(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1
	最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,590 最大 7,000

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1086号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4第1項及び第3項の規定により、狩猟免許更新に係る適性検査及び講習(以下「適性検査等」という。)を次のとおり実施する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 対象者

法第7条第4項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が平成14年9月14日に満了する者

2 適性検査等の実施の日時及び場所

所管の地方局	会場の名称	実施日時	実施場所	
			会場	所在地
西条地方局	西条第1会場	平成14年7月23日(火)午前9時	西条地方局伊予三島庁舎3階会議室	伊予三島市宮川四丁目6-53
同上	西条第2会場	平成14年7月23日(火)午前9時	西条地方局丹原庁舎4階大会議室	周桑郡丹原町大字池田1611
同上	西条第3会場	平成14年8月20日(火)午前9時	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1
今治地方局	今治会場	平成14年7月26日(金)午前9時	テクスポート今治イベントホール	今治市東門町五丁目14-3
松山地方局	松山第1会場	平成14年8月22日(木)午前9時	テクノプラザ愛媛テクノホール	松山市久米窪田町337-1
同上	松山第2会場	平成14年9月13日(金)午前9時	同上	同上
八幡浜地方局	八幡浜会場	平成14年7月23日(火)午前9時	大洲市総合福祉センター4階多目的ホール	大洲市東大洲270-1
宇和島地方局	宇和島会場	平成14年7月31日(水)午前9時	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1

3 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)更新しようとする免許の種別ごとに各2,900円

オ 受検票等の郵送を希望する者にあつては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部伊予三島林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性検査等実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

ウ 申込者の適性検査等の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。

○愛媛県告示第1087号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	町立津島病院	井 上 禎 三	北宇和郡津島町大字高田丙15番地	平成 14年5月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	野 本 裕 二	"	"
視 覚 障 害	眼 科	"	鈴 木 正 和	"	"
"	"	財団法人積善会 附属十全総合病院	近 藤 容 子	新居浜市北新町1番5号	"
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	内 科	愛媛県立新居浜病 院	山 田 卓 司	新居浜市本郷三丁目1番1号	"
小腸・ぼうこう又は直腸機能 障害	外 科	"	上 田 重 春	"	"
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	"	北 條 禎 久	"	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人彩水会真 部病院	高 橋 洋	今治市矢田甲7番地1	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	内 科	"	眞 部 淳	"	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	伊 予 病 院	鎌 田 一 億	伊予市八倉906番地5	"
"	"	社会福祉法人恩賜 財団済生会西条病 院	森 野 忠 夫	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器機能障害	小 児 科	公立周桑病院	濱 谷 舟	東予市壬生川131番地	"
"	内 科	医療法人弘仁会共 立病院	緒 方 肇	東予市三津屋南9番10	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人縹愛会石 川病院	竹 田 治 彦	川之江市上分町732番地1	"
"	脳神経外科	"	佐 藤 泰 仁	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・ 呼吸器・小腸・ぼうこう又は 直腸機能障害	内 科	"	室 田 将 之	"	"
"	"	"	石 川 賀 代	"	"
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病 院	内 迫 博 幸	八幡浜市大字大平1番耕地638番地	"
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	"	河 越 宏 之	"	"
肢体不自由・心臓・呼吸器機 能障害	内 科	わたなべハートク リニック	渡 辺 潤	宇和島市朝日町三丁目1の6	"

心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	外 科	国民健康保険久万町立病院	川井田 眞 一	上浮穴郡久万町大字久万町65番地	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	町立吉田総合病院	中 村 真 胤	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	〃
肢 体 不 自 由	外 科	愛媛県立伊予三島病院	河 崎 秀 樹	伊予三島市中之庄町1684番地 2	〃
〃	脳神経外科	愛媛大学医学部附属病院	伊賀瀬 圭 二	温泉郡重信町大字志津川	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	市立大洲病院	篠 森 健 介	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	〃
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	〃	松 原 寛	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	愛媛労災病院	中 尾 文 昭	新居浜市南小松原町13番27号	〃
〃	〃	〃	日 高 勲	〃	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	住友別子病院	福 原 哲 治	新居浜市王子町 3 番 1 号	〃
〃	〃	〃	石 田 数 逸	〃	〃
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	〃	苅 田 賢 治	〃	〃
心臓・呼吸器機能障害	内 科	市立宇和島病院	小 松 次 郎	宇和島市御殿町 1 番 1 号	〃
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	外 科	国保一本松病院	大 野 淳 子	南宇和郡一本松町増田5056番地 2	〃
〃	内 科	〃	兵 頭 真	〃	〃
視 覚 障 害	眼 科	西条中央病院	森 田 真 一	西条市朔日市804番地	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	鈴 木 伸 明	八幡浜市大字大平 1 番耕地638番地	〃

○愛媛県告示第1088号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
平 井 公 二	中 萩 診 療 所	新居浜市萩生岸の下1061番地	高 津 診 療 所	新居浜市高津775番地 3	平成14年 4月 1日
影 山 慎 一	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	〃
渡 邊 誠 治	財団法人積善会付属十全総合病院	新居浜市北新町 1 番 5 号	愛 媛 県 立 南 宇 和 病 院	南宇和郡城辺町甲2433番地 1	〃
伊 藤 嘉 信	久 万 町 立 病 院	上浮穴郡久万町大字久万町65	公 立 周 桑 病 院	東予市壬生川131番地	〃
松 浦 聡	公 立 周 桑 病 院	東予市壬生川131番地	医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	〃
荒 木 克 之	〃	〃	町 立 吉 田 総 合 病 院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217番地	〃
津 田 泰 彦	愛 媛 県 立 今 治 病 院	今治市石井町四丁目 5 番 5 号	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13番 27号	〃

○愛媛県告示第1089号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第

1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定年月日
さつき薬局	南宇和郡御荘町平城3562番地		平成14年5月1日

○愛媛県告示第1090号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	愛媛労災病院	鈴 木 崇	新居浜市南小松原町13番27号	平成14年2月5日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	市立宇和島病院	山 田 啓 之	宇和島市御殿町1番1号	平成14年2月14日
聴覚・平衡・音声、言語機能障害	〃	公立学校共済組合四国中央病院	川 淵 崇	川之江市川之江町2233番地	平成14年3月22日
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	井 内 正 裕	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	明浜町国民健康保険狩江診療所	佐々木 将 人	東宇和郡明浜町大字狩浜2 - 1321 - 4	平成14年3月27日
視 覚 障 害	眼 科	西条中央病院	田 中 裕 子	西条市朔日市804番地	平成14年3月31日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	住友別子病院	玉 置 幸 弘	新居浜市王子町3 - 1	平成14年4月11日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	〃	朝 信 輝 樹	〃	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	川 島 邦 裕	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	医療法人愛媛会石川病院	出 口 章 広	川之江市上分町732番地1	平成14年4月4日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	〃	〃	石 川 和 彦	〃	〃
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	愛媛大学医学部附属病院	銚 石 和 彦	温泉郡重信町大字志津川	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛県立伊予三島病院	喜 安 佳 人	伊予三島市中之庄町1684番地の2	平成14年3月31日

○愛媛県告示第1091号

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の業務を廃止した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	廃 止 年 月 日
ウチマス薬局中央店	平成14年3月31日

○愛媛県告示第1092号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市明理川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 多 功	東予市明理川152番地
〃	一 色 正 喜	東予市明理川288番地の2
〃	一 色 治 久	東予市明理川179番地
〃	秋 川 久 男	東予市明理川286番地の2
〃	一 色 雅 典	東予市明理川182番地
監 事	石 原 正 照	東予市明理川318番地
〃	石 原 保 志	東予市明理川171番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 多 功	東予市明理川152番地
"	一 色 正 喜	東予市明理川288番地の 2
"	一 色 治 久	東予市明理川179番地
"	秋 川 久 男	東予市明理川286番地の 2
"	石 原 正 照	東予市明理川318番地
監 事	一 色 雅 典	東予市明理川182番地
"	石 原 保 志	東予市明理川171番地

○愛媛県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町上林土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 徹	温泉郡重信町大字上林甲236番地 2
"	桂 浦 晴 樹	温泉郡重信町大字上林甲456番地
"	八 木 秀 徳	温泉郡重信町大字上林甲633番地 1
"	相 原 隆 利	温泉郡重信町大字上林甲1052番地
"	片 岡 満	温泉郡重信町大字上林甲1876番地
"	山 内 昭	温泉郡重信町大字上林甲1424番地
"	山 内 久 夫	温泉郡重信町大字上林甲1686番地
"	菅 能 鬼代太	温泉郡重信町大字上林甲2292番地
"	菅 原 正 二	温泉郡重信町大字上林甲2559番地
"	森 政 利	温泉郡重信町大字上林甲2781番地
"	森 正 人	温泉郡重信町大字上林甲2572番地
"	八 木 健 一	温泉郡重信町大字上林甲3546番地
"	森 卓 志	温泉郡重信町大字上林甲3139番地 3
"	森 幸 則	温泉郡重信町大字上林甲3063番地
"	渡 部 義 則	温泉郡重信町大字上林甲3252番地
監 事	菅 野 重 春	温泉郡重信町大字上林甲394番地
"	森 泰 夫	温泉郡重信町大字上林甲2864番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 内 徹	温泉郡重信町大字上林甲236番地 2
"	八 木 宏	温泉郡重信町大字上林甲565番地 2
"	八 木 隆 治	温泉郡重信町大字上林甲705番地
"	村 上 敬	温泉郡重信町大字上林甲815番地
"	森 富 夫	温泉郡重信町大字上林甲1656番地
"	森 慎 吾	温泉郡重信町大字上林甲1432番地
"	森 宏 義	温泉郡重信町大字上林甲1687番地
"	森 清	温泉郡重信町大字上林甲2169番地
"	神 野 武	温泉郡重信町大字上林甲2611番地
"	日 野 鶴 恵	温泉郡重信町大字上林甲3540番地
"	森 徳 二 郎	温泉郡重信町大字上林甲2786番地
"	森 泰 生	温泉郡重信町大字上林甲2864番地
"	森 光 夫	温泉郡重信町大字上林甲2812番地

"	高須賀 俊 彦	温泉郡重信町大字上林甲3239番地 2
"	渡 部 重 行	温泉郡重信町大字上林甲3270番地
監 事	日 野 隆	温泉郡重信町大字上林甲3224番地
"	菅 野 重 春	温泉郡重信町大字上林甲394番地

○愛媛県告示第1094号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町上村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	津 川 義 明	温泉郡重信町大字上村甲891番地
"	永 野 通	温泉郡重信町大字上村甲102番地
"	野 首 公 志	温泉郡重信町大字上村甲41番地
"	岩 田 貞 雄	温泉郡重信町大字上村甲302番地 1
"	武 智 彦 志	温泉郡重信町大字上村甲224番地
"	石 丸 臣 一	温泉郡重信町大字上村甲212番地
"	高須賀 寛	温泉郡重信町大字上村甲225番地
"	高須賀 憲	温泉郡重信町大字上村甲543番地
"	岩 田 太喜夫	温泉郡重信町大字上村甲604番地 4
"	高須賀 昇	温泉郡重信町大字上村甲858番地
"	岡 田 陽 子	温泉郡重信町大字上村甲822番地
監 事	高須賀 昌 紀	温泉郡重信町大字上村甲532番地
"	高須賀 厚	温泉郡重信町大字上村甲511番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 丸 敏 雄	温泉郡重信町大字上村甲197番地
"	永 野 通	温泉郡重信町大字上村甲102番地
"	安 平 和 夫	温泉郡重信町大字上村甲306番地
"	高 市 清 馬	温泉郡重信町大字上村甲98番地
"	永 野 修 吉	温泉郡重信町大字上村甲320番地
"	高須賀 寛	温泉郡重信町大字上村甲225番地
"	石 丸 臣 一	温泉郡重信町大字上村甲209番地
"	門 田 保	温泉郡重信町大字上村甲152番地 2
"	高 市 公 吉	温泉郡重信町大字上村甲570番地
"	白 石 卓 夫	温泉郡重信町大字上村甲899番地 3
"	岡 田 文 明	温泉郡重信町大字上村甲822番地
監 事	高須賀 昌 紀	温泉郡重信町大字上村甲532番地
"	高須賀 厚	温泉郡重信町大字上村甲511番地

○愛媛県告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町下林下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	森 久 一	温泉郡重信町大字下林乙152番地
"	大 野 重 昭	温泉郡重信町大字下林甲1789番地 1
"	森 加久生	温泉郡重信町大字下林甲1625番地
"	松 原 孝 征	温泉郡重信町大字下林甲1489番地
"	野 中 重 郎	温泉郡重信町大字下林甲1905番地 1
"	小 山 謙 二	温泉郡重信町大字下林甲1960番地 3
"	森 忠 能	温泉郡重信町大字下林甲1581番地
"	森 長 昭	温泉郡重信町大字下林甲2126番地
"	河 野 歆 一	温泉郡重信町大字下林甲2384番地 2
"	青 森 猛	温泉郡重信町大字下林甲2443番地
"	野 中 義 雄	温泉郡重信町大字下林甲2861番地
"	井 上 時 久	温泉郡重信町大字下林甲2860番地
"	竹 村 加久男	温泉郡重信町大字下林甲2631番地
"	谷 松 勝 利	温泉郡重信町大字下林甲2751番地 2
監事	大 森 利 敬	温泉郡重信町大字下林甲2681番地
"	野 中 佳 昭	温泉郡重信町大字下林甲1623番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	佐 伯 和	温泉郡重信町大字下林乙71番地
"	山 内 茂	温泉郡重信町大字下林甲1820番地 2
"	田 丸 庄 司	温泉郡重信町大字下林甲1572番地
"	松 原 孝 征	温泉郡重信町大字下林甲1489番地
"	野 中 重 郎	温泉郡重信町大字下林甲1905番地 1
"	越 智 道 治	温泉郡重信町大字下林甲1974番地 2
"	森 忠 能	温泉郡重信町大字下林甲1581番地
"	高 橋 巳左男	温泉郡重信町大字下林甲2172番地 1
"	河 野 治 雄	温泉郡重信町大字下林甲2386番地 2
"	竹 市 多賀雄	温泉郡重信町大字下林甲2407番地 2
"	高 橋 伯 一	温泉郡重信町大字下林甲2545番地 1
"	井 上 時 久	温泉郡重信町大字下林甲2860番地
"	渡 部 禎 之	温泉郡重信町大字下林甲2622番地
"	杉 本 忠 義	温泉郡重信町大字下林甲2741番地
監事	大 森 利 敬	温泉郡重信町大字下林甲2681番地
"	野 中 佳 昭	温泉郡重信町大字下林甲1623番地 2

○愛媛県告示第1096号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町牛淵下井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	葛 原 勲	温泉郡重信町大字牛淵131番地 3
"	八 木 伸 泰	温泉郡重信町大字牛淵1097番地
"	露 口 俊 孝	温泉郡重信町大字牛淵1023番地
"	由 井 徳 好	温泉郡重信町大字牛淵733番地
"	前 島 義 之	温泉郡重信町大字牛淵703番地

"	露 口 直 重	温泉郡重信町大字牛淵1145番地 1
"	山 内 卷 雄	温泉郡重信町大字牛淵685番地
"	大 西 賢	温泉郡重信町大字牛淵695番地 3
"	石 川 秀 幸	温泉郡重信町大字牛淵794番地
監事	大 西 重 良	温泉郡重信町大字牛淵695番地 2
"	大 西 美喜雄	温泉郡重信町大字牛淵697番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	葛 原 勲	温泉郡重信町大字牛淵131番地 3
"	八 木 伸 泰	温泉郡重信町大字牛淵1097番地
"	由 井 徳 好	温泉郡重信町大字牛淵733番地
"	露 口 直 重	温泉郡重信町大字牛淵1145番地 1
"	大 北 熊 雄	温泉郡重信町大字牛淵777番地
"	前 島 義 之	温泉郡重信町大字牛淵703番地
"	山 内 卷 雄	温泉郡重信町大字牛淵685番地
"	大 島 昂	温泉郡重信町大字牛淵805番地 3
"	露 口 俊 孝	温泉郡重信町大字牛淵1023番地
監事	大 西 重 良	温泉郡重信町大字牛淵695番地 2
"	大 西 美喜雄	温泉郡重信町大字牛淵697番地 3

○愛媛県告示第1097号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	尾 崎 幸 久	新居浜市中村松木一丁目 4 番14号
"	西 原 一 雄	新居浜市土橋一丁目 3 番18号

○愛媛県告示第1098号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	瀨 尾 岳 久	西条市禎瑞708番地

○愛媛県告示第1099号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	丹 洋 嗣	丹 洋 詞

○愛媛県告示第1100号

新居浜市岸之下土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新居浜市岸之下土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
 - 新居浜市岸之下土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月3日から 6月28日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所

○愛媛県告示第1101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、周桑郡小松町大字新屋敷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり

○愛媛県告示第1103号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日 月 年	家 畜 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1761号	平成14年 5月31日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	東宇和郡城川町大字遊子谷4213番地	三 瀬 美 智 昭和59年 6月 4日
第1762号	平成14年 5月31日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	松山市土居田町395番地 1	永 木 里 佳 昭和58年 2月27日
第1763号	平成14年 5月31日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	松山市下伊台町1553番地	福 山 寛 子 昭和58年 2月21日
第1764号	平成14年 5月31日	牛	家畜人工授精の業務	東 京 都	松山市下伊台町1553番地	山 田 北 斗 昭和56年10月30日
第1765号	平成14年 5月31日	牛	家畜人工授精の業務	愛 媛 県	松山市下伊台町1553番地	井 上 太 昭和58年 3月 9日

当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・半吉谷地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月3日から 6月28日まで
- 縦覧場所
小松町役場

○愛媛県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇摩郡土居町大字津根地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（湛水防除事業・八日市地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月3日から 6月28日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第1104号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定に基づき、平成12年8月25日に定めた愛媛県防除実施基準の一部を変更した。

変更後の愛媛県防除実施基準に係る図書は、愛媛県農林水産部森林整備課並びに各地方局産業経済部林業課並びに西条地方局産業経済部伊予三島林業課及び丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課及び宇和と林業課並びに宇和島地方局産業経済部御荘林業課において縦覧に供する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1105号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき平成12年8月25日に指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の一部を変更した。

変更後の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域に係る図書は、愛媛県農林水産部森林整備課並びに各地方局産業経済部林業課並びに西条地方局産業経済部伊予三島林業課及び丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課及び宇和と林業課並びに宇和島地方局産業経済部御荘林業課において縦覧に供する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1106号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 起業者の名称
川之江市
- 2 事業の種類
公園事業（新浜ふれあいパーク）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県川之江市妻鳥町字七反地地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
川之江市役所

○愛媛県告示第1107号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という

○愛媛県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、川之江市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年5月31日

三島川之江港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

川之江市

川之江市金生町下分 865 番地

代表者 市長 石津隆敏

川之江市川之江町2403番地の6

- 2 埋立区域

- (1) 位置

愛媛県川之江市川之江町4092番、4141番、4083番、4080番1、4142番及び4183番の地先公有水面

- (2) 区域

次の⑫の地点と⑬の地点とを直線で結んだ線並びに⑫の地点と⑬の地点とを結ぶ昭和58年9月24日付け愛媛県指令49港第92号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.80メートルにより決定）、昭和50年5月12日付け愛媛県指令47港第238号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.80メートルにより決定）、昭和43年6月17日付け愛媛県指令港第312号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+4.00メートルにより決定）及び平成13年11月16日付け愛媛県指令11港第293号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+4.21メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 愛媛県川之江市川之江町4097番国土地理院「大江」四等三角点（北緯34度00分29.8264秒、東経133度33分09.0920秒

⑫の地点は、基点から88度21分58秒458.08メートルの地点

⑬の地点は、⑫の地点から26度30分10秒167.06メートルの地点

- (3) 面積

55,161.93平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年2月8日 愛媛県指令11港第293号

- 4 しゅん功認可年月日

平成14年5月31日

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2859番 2 から 同字2862番まで	旧	メートル 7.4～12.0	キロメートル 0.037	
			新	12.9～15.3	0.037	

○愛媛県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字本村2859番 2 から 同字2862番まで	平成14年 5月31日

○愛媛県告示第1110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘戊358番 1 から 同大字戊381番まで	旧	メートル 6.0～8.5	キロメートル 0.166	
			新	20.0～34.0	0.152	

○愛媛県告示第1111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘戊358番 1 から 同大字戊381番まで	平成14年 5月31日

○愛媛県告示第1112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川3461番 2 地先から 同大字3460番 2 まで	旧	メートル 6.4～7.0	キロメートル 0.033	
			新	9.4～10.0	0.033	

県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地27番7から 同町平地24番11まで	旧	5.6～8.6	0.029	
			新	8.2～11.2	0.029	
"	"	大洲市平野町平地3280番2地先から 同町平地3292番3まで	旧	4.0～13.2	0.216	
			新	7.4～50.0	0.210	
"	"	大洲市平野町平地3594番4から 同町平地3599番6まで	旧	5.2～12.9	0.098	
			新	9.1～15.0	0.098	

○愛媛県告示第1113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川3461番2地先から 同大字3460番2まで	平成14年 5月31日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地27番7から 同町平地24番11まで	"
"	"	大洲市平野町平地3280番2地先から 同町平地3292番3まで	"
"	"	大洲市平野町平地3594番4から 同町平地3599番6まで	"

○愛媛県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	狭間上松葉線	東宇和郡宇和町大字岩木1589番1から 同大字348番1まで	旧	メートル 9.3～25.0	キロメートル 1.034	
			新	14.0～32.0	0.915	

○愛媛県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	北宇和郡吉田町大字知永字小浦丁365番4	旧	メートル 5.2～9.9	キロメートル 0.113	
			新	10.3～18.7	0.113	

○愛媛県告示第1116号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	北宇和郡吉田町大字知永字小浦丁365番 4	平成14年 5月31日

○愛媛県告示第1117号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
今局建（開）第 1 号 平成14年 4月16日	越智郡朝倉村大字朝倉下甲125番 1	越智郡朝倉村大字朝倉北甲397番地 朝倉村長 清 水 俊 光
西局丹土（開）第 4 号 平成14年 5月14日	周桑郡小松町大字新屋敷字蛭子ノ木甲1184番 1、甲1185番 1、甲1206番 1、甲1202番 1 及び甲1203番 同郡同町大字新屋敷字の場甲1200番 1、甲1204番 1、甲1205番 1、甲1207番 1 及び区域内農道、水路	福岡県粕屋郡須恵町大字植木2047 - 73 黒田木材商事株式会社 代表取締役 黒 田 誠
西局建（開）第 5 号 平成14年 5月16日	西条市福武字遠思甲287番 4	新居浜市星越町18番 4 号 浦 幸 雄 浦 百 香 里
西局建（開）第 6 号 平成14年 5月16日	西条市樋之口字梅ヶ須賀438番 7 及び440番 1	西条市下島山789番地 株式会社 宮崎企画 代表取締役 宮 崎 俊 二
西局丹土（開）第 5 号 平成14年 5月16日	東予市吉田632番 3	東予市吉田561番地 2 越 智 勲
西局丹土（開）第 6 号 平成14年 5月20日	東予市周布1697番 3、1697番 4、1699番 4 及び1699番 5	東予市周布1450番地 1 藤 岡 逸 樹

○愛媛県告示第1118号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、昭和56年 4 月21日改定した愛媛県土地利用基本計画の一部を次のように変更した。

変更後の土地利用基本計画書及び土地利用基本計画図は、愛媛県庁、各市役所及び各町村役場において一般の縦覧に供する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一 1 及び 2 を次のように改める。

1 県土利用の基本方向

愛媛県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な

生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

本県の県土利用を巡る諸条件の変化をみると、今後も少子化による人口の減少や高齢化が避けられない状況にあり、また、経済社会諸活動は、産業の高付加価値化や構造変化などを伴いながら、成熟化に向かつていくものと見通される。

また、県土の安全性に対する要請及び心の豊かさや自然との触れ合いに対する志向が高まっている。

このような状況を踏まえ、県土の利用に当たっては、長期にわたる内外の潮流変化を展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開できる場として県土の魅力を総合的に向上させることなどにより、限られた県土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、県土の利用目的に応じた区分ごとの土地需要の量的調整を行い、また、県土利用の質的向上を一層積極的に推進するものとする。

土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用については、土地の高度利用及び低未利用地の有効利用を促進し、自然的土地利用については、農用地、森林等の適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図るものとする。

なお、土地利用の転換については、公害の防止、自然環境及び歴史的風土の保全等に配慮するとともに、土地利用の可逆性が容易に得られないこと等に照らして慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

県土利用の質的向上に関しては、安全で安心できる県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とすることが重要である。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

地域類型別の県土利用に当たっては、都市、農山漁村及び自然維持地域の役割、県土資源の有限性並びに地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、必要な基礎的条件を整備し、県土の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう適切に対処しなければならない。

都市については、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導等により災害に対する安全性を高めるとともに、都市活動による環境への負荷の低減に努めるなど、美しくゆとりのある環境の形成を図る。

農山漁村については、地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備などを進める。このような対応の中で、優良

農用地及び森林を確保するとともに、その整備と利用の高度化を図る。併せて農山漁村景観の維持・形成を図るとともに、都市との交流を促進する。

自然環境が優れた状態を維持している地域、野生生物の重要な生息・生育地、貴重な自然の風景地等自然環境を保全すべき地域については、人為的な影響を避けて自然の状況に対応した適正な保全を図るとともに必要に応じて復元を図る。また、優れた自然の風景を有する地域及び水際の自然が維持されている海浜等については、その保護・保全を図るとともに、自然との触れ合いによる保健・休養の場としての利用の促進を図る。

－3(1)ウ中「は、土地利用の動向を踏まえ、環境の保全及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認める」を「都市的土地利用を行う場合は、環境の保全及び農林地の保全をする地域をできる限り維持するよう努める」に改め、－3(2)中「にかんがみ」を「を考慮し」に改め、－3(3)中「保健・文化、生活環境」を「保健・休養、自然環境」に、「いることにかんがみ」を「いることを考慮し」に、「諸機能が」を「多面的機能が」に改め、－3(3)ア中「生活環境」を「自然環境」に、「諸機能」を「公益的機能」に、「にかんがみ」を「を考慮し」に改め、－3(4)及び(5)中「にかんがみ」を「を考慮し」に改める。

二中「地域別の土地利用」を「地域類型別の県土利用」に改める。

三中「別表に掲げる」を削る。

別表を削る。

別添土地利用基本計画図の一部を次のように改める。

(図面省略)

公 告

○公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験の種類

- (1) 甲種狩猟免許試験
- (2) 乙種狩猟免許試験
- (3) 丙種狩猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 平成14年 8月 6日(火)午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第1会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	甲種、乙種及び丙種
今治第1会場	テクスポート今治イベントホール	今治市東門町五丁目14-3	同 上
松山第1会場	松山地方局5階会議室、6階第2会議室、7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第1会場	愛媛県歴史文化博物館	東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目11-2	同 上

宇和島第1会場	宇和島地方局7階大会議室	宇和島市天神町7-1	同 上
---------	--------------	------------	-----

(2) 平成14年9月3日(火)午前9時

試験場の名称	試 験 の 場 所		実施する試験の種類
	会 場	所 在 地	
西条第2会場	西条地方局7階大会議室	西条市喜多川796-1	甲種、乙種及び丙種
今治第2会場	テクスポーツ今治イベントホール	今治市東門町五丁目14-3	同 上
松山第2会場	松山地方局6階第1・2会議室、7階大会議室	松山市北持田町132	同 上
八幡浜第2会場	八幡浜地方局7階大会議室	八幡浜市北浜一丁目3-37	同 上
宇和島第2会場	宇和島地方局7階第1会議室	宇和島市天神町7-1	同 上

3 免許申請書の提出期間

- (1) 平成14年8月6日の試験に係るものについては、7月10日(水)から23日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 平成14年9月3日の試験に係るものについては、7月10日(水)から8月20日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部林業課又は西条地方局産業経済部伊予三島林業課若しくは丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課若しくは宇和島地方局産業経済部御荘林業課とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

ウ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.6センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

エ 狩猟免許申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)受けようとする免許の種別ごとに法第7条第3項第1号に掲げる者には各4,000円、その他の者には各5,300円

オ 受験票の郵送を希望する者には、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手をちょう付し、あて先を記載した返信用封筒

(2) 試験場についての注意事項

受験申込者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定による平成14年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成14年5月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の日時

平成14年8月25日(日)10時30分

2 試験の場所

(1) 学科試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

(2) 実地試験

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁

3 受験願書の提出期間

平成14年7月8日(月)から7月16日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部薬務衛生課とする。

5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

愛媛県保育士試験の実施について

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定により、平成14年愛媛県保育士試験を次のとおり実施する。

平成14年 5月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 試験期日

- (1) 保育実習（実地）を除く科目の試験日
平成14年 8月 6日（火）及び 8月 7日（水）
- (2) 保育実習（実地）の試験日
平成14年 8月 8日（木）及び 8月 9日（金）

2 試験場所

- (1) 保育実習（実地）を除く科目の試験場
松山市藤原町 468 番地
聖カタリナ女子高等学校 藤原校舎
- (2) 保育実習（実地）の試験場
松山市御幸二丁目 3番41号
愛媛県立保育専門学校

3 受験申請書の提出期間

平成14年 6月24日（月）から同年 7月 5日（金）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目 4番地 2
愛媛県保健福祉部児童福祉課

教育委員会公告

○公 告

平成15年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第 1号）第13条第 1項の規定により、平成15年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成14年 5月31日

愛媛県教育委員会
教育長 吉野内 直 光

1 試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成14年 7月23日(火) から同月26日(金)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目 3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成14年 7月23日(火) から同月26日(金)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)
高 等 学 校 教 員 (各教科(科目))	平成14年 7月23日(火)	松山北高等学校

特殊学校（盲学校・聾学校・養護学校）教員	から同月26日(金)まで	(松山市文京町 4番地 1)
養 護 教 員	平成14年 7月23日(火) から同月25日(木)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目 148番地 2)

- 注 1 区分間の併願は、認めない。
- 2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

平成14年 5月31日（金）から 6月28日（金）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限る。）

3 受験資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成15年 3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和48年 4月 2日以降に出生した者。ただし、高等学校の農業、工業、商業又は商船の教員志願者については、昭和38年 4月 2日以降に出生した者とする。
なお、他の都道府県で国公立学校教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第 9条各号のいずれにも該当しない者

4 受験申込手続及び試験方法

平成15年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

5 志願要項及び出願関係用紙の請求方法

(1) 請求先

志 願 種 別	あ	て	先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課		
中学校教員志願者	電話（089）941 2111 内線4321		
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課		
特殊学校教員志願者	電話（089）941 2111 内線4326		
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課		
	電話（089）941 2111 内線4321		

(2) 請求方法

封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手をはった返信用封筒（角形 2号）を同封して請求すること。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 8号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。)

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県自動車運転代行業の適正化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成14年 5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57条。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書に添付する書類）

第2条 施行規則第4条第1号口及び第2号口の自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面の様式は、自動車運転管理経歴書（様式第1号）のとおりとする。

（処分に係る通知の方法）

第3条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書類を交付して行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第5条第3項の規定による認定の拒否	認定に関する通知書（様式第2号）
2	法第7条第1項の規定による認定の取消し	認定取消処分通知書（様式第3号）
3	法第22条第1項の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示	指示書（様式第4号）
4	法第23条第1項の規定による営業の停止命令	営業停止命令書（様式第5号）
5	法第24条第1項の規定による営業の廃止命令	営業廃止命令書（様式第6号）

（立入検査をする職員的身分を示す証票）

第4条 法第21条第3項の証票は、身分証明書（様式第7号

）のとおりとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係) 運転管理経歴書

別記様式第1号(その1) 安全運転管理者運転管理経歴書

警察本部整理番号		コード番号		警察署名		警察署整理番号						
安全運転管理者運転管理経歴書												
愛媛県公安委員会 殿						年 月 日						
氏名												
住所		〒 - 電話 () -										
届出の理由		1 安全運転管理者の選任(新規の自動車運転代行業認定申請を含む。) 2 安全運転管理者の交替(認定申請書記載事項の変更) 3 安全運転管理者の解任(")										
安全 運 転 管 理 者	選任年月日	年 月 日		営業 所 所在地	(ふりがな)							
	氏名	(ふりがな)										
	生年月日	年 月 日(歳)		自 動 車 台 数	乗 用 貨 物 特 殊 二 輪							
	勤務形態	日勤 隔日 その他()			大 普 大 普 大 小 大 普	型 通 型 通 型 型 型 通	計					
	職務上の地位				軽 軽 軽							
	副安全運転 管理者	有 (人) 無										
安全運転管 理者が運転 免許を受け ている場合	免許の種類			運 転 種 別	大 型 普 通 大 特 自 二							
	免許年月日				免 許 種 別	一 二 一 二 一 二 大 普 小	計					
	免許番号				種 種 種 種 種 種 型 通 特							
	交付年月日				専 従 予 備							
	交付公安委員会											
安全運 転管 理者 の 略 歴	勤務期間	勤務部署	職務上の地位	前 任 者	解任年月日 年 月 日							
					氏 名							
					解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()							
備 考												

- 注1 印欄は、記載しないこと。
 2 「氏名」欄は、自動車運転代行業者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 「住所」欄は、自動車運転代行業者が法人であるときは、主たる営業所の所在地を記載すること。
 4 「自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車(原付を除く。)の台数に0.5を乗じて得た数を記載すること。
 5 「前任者」欄は、管理者が交替(解任を含む。)した場合に、前任の管理者について記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第1号(その2) 副安全運転管理者運転管理経歴書

警察本部整理番号		コード番号		警察署名		警察署整理番号				
副安全運転管理者運転管理経歴書										
愛媛県公安委員会 殿						年 月 日				
氏名										
住所		〒 - 電話 () -								
届出の理由		1 副安全運転管理者の選任 (新規の自動車運転代行業認定申請を含む。) 2 副安全運転管理者の交替 (認定申請書記載事項の変更) 3 副安全運転管理者の解任 (")								
副安全 運 転 管 理 者	選任年月日	年 月 日		営 業 所	名称 (ふりがな)					
	氏名	(ふりがな)			所在地					
	生年月日	年 月 日 (歳)		電話 () -						
	勤務形態	日勤 隔日 その他 ()		自 動 車 台 数 及 び 運 転 者 数	乗 用 貨 物 特 殊 二 輪					
	職務上の地位				大 普	大 普	大 小	大 普	計	
	補助者の有無	有 (人) 無			型 通	型 通	型 型	型 通		
	安全運転 管理者氏名				型 通	型 通	型 型	型 通		
副安全運転 管理者が運転 免許を受けて いる場合	免許の種類			運 転 種 別	大 型 普 通 大 特 自 二					計
	免許年月日				一 二	一 二	一 二	大 普	小 特	
	免許番号				種 種	種 種	種 種	型 通		
	交付年月日				種 種	種 種	種 種	型 通		
交付公安委員会				者 数						
副安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤務期間	勤務部署		職務上の地位		前 任 者		解任年月日 年 月 日		
							氏 名			
							解任事由		1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()	
備 考										

注1 印欄は、記載しないこと。
 2 「氏名」欄は、自動車運転代行業者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 「住所」欄は、自動車運転代行業者が法人であるときは、主たる営業所の所在地を記載すること。
 4 「自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車(原付を除く。)の台数に0.5を乗じて得た数を記載すること。
 5 「前任者」欄は、管理者が交替(解任を含む。)した場合には、前任の管理者について記載すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号(第3条関係)

認 定 に 関 す る 通 知 書

公委 第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定
については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の
規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

様式第3号(第3条関係)

認 定 取 消 処 分 通 知 書

公 委 第 号
年 月 日

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

様式第4号(第3条関係)

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項の規定により次のとおり指示します。

1 指示事項

2 理由

様式第5号(第3条関係)

営 業 停 止 命 令 書

公委 第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項の規定により次のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から 日間
年 月 日まで

3 理由

様式第6号(第3条関係)

営 業 廃 止 命 令 書

公委 第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項の規定により自動車運転代行業の廃止を命じます。自動車運転代行業の廃止を命ずる理由は、次のとおりです。

理由

様式第7号(第4条関係)

第 号

身 分 証 明 書

官 職

氏 名

写 真

54.0

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

85.6

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第1条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の2」を「第24条の3」に、「第24条の3 - 第31条」を「第24条の4 - 第32条」に改める。

第1条第1項第1号中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項中第16号を第17号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第101条の2の2第1項に規定する公安委員会を經由して行う免許証の更新の申請

第1条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる申請(松山東警察署等以外の警察署を經由して提出する申請にあつては、免許証の更新と再交付を同時に行う申請及び法第103条第1項の規定による免許の効力が停止されている場合における免許証の更新の申請を除く。)又は届出をしようとする者は、第1項の規定によるほか、松山東警察署等以外の警察署を經由することができる。

(1) 法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者(以下「優良運転者」という。)による法第101条第1項に規定する免許証の更新の申請

(2) 法第94条第1項の免許証の記載事項の変更の届出(優良運転者が法第101条第1項又は第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請をする場合に限る。)

(3) 優良運転者による法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第1項の申請書に記載されている安全運転管理者等が施行規則第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えている場合について準用する。この場合において、別記様式第15号及び別記様式第15号の2中「道路交通法第74条の2」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2」と読み替えるものとする。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の2第6項の規定による安全運転管理者等の解任を命ずる場合について準用する。この場合において、「道路交通法第74条の2第6項」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第6項」と読み替えるものとする。

第17条の2中「第66条の2」の下に「(自動車運転代行

業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第17条の3中「場合」の下に「及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合」を加える。

第23条の2の次に次の2条を加える。

(適性検査の受検命令等)

第23条の3 法第90条第6項及び第103条第5項の適性検査の受検命令は、適性検査受検命令書(別記様式第21号の3)を交付して行うものとする。

2 法第90条第6項及び第103条第5項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書(別記様式第21号の4)を交付して行うものとする。

3 法第90条第6項及び第103条第5項の診断書の様式は、診断書(別記様式第21号の5)のとおりとする。

(適性検査の通知)

第23条の4 法第101条の2の2第5項に規定する通知は、適性検査通知書(別記様式第21号の6)により行うものとする。

第24条の6第1項中「別記様式第22号の5」を「別記様式第22号の7」に改め、同条を第24条の8とする。

第24条の5第1項中「別記様式第22号の4」を「別記様式第22号の6」に改め、同条を第24条の7とし、第24条の4の次に次の2条を加える。

(公安委員会を經由する更新申請の受付)

第24条の5 法第101条の2の2第1項の規定による公安委員会を經由して行う免許証の更新申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、8時30分から9時30分まで及び13時00分から14時00分までの間とする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条の6 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書(別記様式第22号の4)の交付の申請は、運転経歴証明書交付申請書(別記様式第22号の5)及び免許用写真1枚を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の申請の受付時間は、愛媛県の休日を除き、次の表の左欄に掲げる申請先の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時間とする。

申請先	受 付 時 間
警察本部運転免許管理課	1 9時30分から11時00分までの間
	2 14時00分から16時00分までの間
警 察 署	1 8時30分から12時00分までの間
	2 13時00分から17時00分までの間

第27条中「第38条第10項第1号」を「第38条第11項第1号」に改める。

第31条第1項中「(平成12年国家公安委員会規則第4号)」を削る。

別記様式第12号及び別記様式第12号の2を次のように改める。

別記様式第12号 (第13条関係)

警察本部整理番号	コード番号	警察署名	警察署整理番号
安全運転管理者に関する届出書			
年 月 日			
愛媛県公安委員会 殿			
氏 名			
住 所	電話 () -		
届出の理由	1 安全運転管理者の選任 2 安全運転管理者の交替 3 安全運転管理者の解任 4 届出事項中 () の変更		
①選任年月日	年 月 日		
②安全運転管理者氏名	(ふりがな)		
③資 格 要 件	生年月日 (年 月 日) (歳) 運 転 の 管 理 経 験 1 2年以上 2 1年以上 (教習終了者) 3 公安委員会の認定	⑧使用の本拠の業種別 1 官 公 署 2 公 社 ・ 公 団 3 農 業 4 林 業 5 漁 業 6 鉱 業 7 建 設 業 8 製 造 業 9 卸 ・ 小 売 業 10 不 動 産 業 11 金 融 保 険 業 12 運 輸 業 13 電 気 ・ ガ ス 業 14 通 信 業 15 サ ー ビ ス 業 16 そ の 他	
④職務上の地位	⑨乗 用 貨 物 特 殊 二 輪 大 普 軽 大 普 軽 大 小 大 普 計 型 通 型 通 型 型 型 通 台 台 台 台 台 台 台 台 数 数 数 数 数 数 数 数		
⑤安全運転管理者が運転免許を受けている場合	⑩運 轉 者 数 免 許 種 別 大 型 普 通 大 特 自 二 小 計 種 種 種 種 種 種 型 通 特 一 二 一 二 一 二 大 普 小 種 種 種 種 種 種 型 通 特 専 従 予 備 台 台 台 台 台 台 台 台 数 数 数 数 数 数 数 数 数		
⑥安全運転管理者の勤務形態	勤 務 日 勤 隔 日 そ の 他 () 副安全運転管理者の有無 有 () 人 無		
⑦安全運転管理者の略歴	勤 務 期 間 勤 務 部 署 職 名 _____ _____ _____		
	⑪前 任 者 解 任 年 月 日 年 月 日 氏 名 解 任 事 由 1 死 亡 2 退 職 3 転 任 4 解 任 命 令 5 そ の 他 ()		
	⑫管 理 者 設 置 事 業 所 とな っ た 年 月 日 年 月 日		
備 考			

注1 印欄は、記載しないこと。
 2 「氏名」欄は、届出者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 「住所」欄は、届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地を記載すること。
 4 「⑨自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車(原付を除く。)の台数に0.5を乗じて得た数を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号の2 (第13条関係)

警察本部整理番号	コード番号	警察署名	警察署整理番号																																							
副安全運転管理者に関する届出書																																										
愛媛県公安委員会 殿			年 月 日																																							
氏名																																										
住所	〒 - 電話 () -																																									
届出の理由	1 副安全運転管理者の選任 2 副安全運転管理者の交替 3 副安全運転管理者の解任 4 届出事項中 () の変更																																									
①選任年月日	年 月 日																																									
②副安全運転管理者氏名	(ふりがな)																																									
③資格要件	生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)																																									
	運転の管理経験等																																									
	1 運転管理 1年以上	2 運転経験 3年以上	3 公安委員会の認定																																							
④職務上の地位																																										
⑤副安全運転管理者が運転免許を受けている場合	免許の種類																																									
	免許年月日																																									
	免許番号																																									
	交付年月日																																									
⑥副安全運転管理者の勤務形態等	勤務 職務	日勤 隔日 その他 ()																																								
	補助者の有無	有 (人) 無																																								
	安全運転管理者氏名																																									
⑦副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務部署	職名																																							
⑧使用の本拠の所在地	所在地	(ふりがな)																																								
	名称	(ふりがな)																																								
	業種別	1 官公署 2 公社・公団 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																																								
	⑨自動車台数および運転者数	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>大</td><td>普</td><td>軽</td> <td>大</td><td>普</td><td>軽</td> <td>大</td><td>小</td><td>大</td><td>普</td> <td rowspan="2">計</td> </tr> <tr> <td>型</td><td>通</td><td></td> <td>型</td><td>通</td><td></td> <td>型</td><td>型</td><td>型</td><td>通</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> </tr> </table>								乗用車	大	普	軽	大	普	軽	大	小	大	普	計	型	通		型	通		型	型	型	通	台数										
乗用車	大	普	軽	大	普	軽	大	小	大		普	計																														
	型	通		型	通		型	型	型	通																																
台数																																										
⑩運転者数	免許種別	大	型	普	通	大	特	自	二	小	計																															
	種	種	種	種	種	種	型	通	特																																	
	専																																									
	従																																									
	予																																									
	備																																									
⑪前任者	解任年月日	年 月 日																																								
	氏名																																									
	解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()																																								
⑫副管理者設置事業所となった年月日	年 月 日																																									
備考																																										

注1 印欄は、記載しないこと。
 2 「氏名」欄は、届出者が法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 3 「住所」欄は、届出者が法人であるときは、主たる営業所の所在地を記載すること。
 4 「⑨自動車台数」欄の二輪の台数は、二輪車（原付を除く。）の台数に0.5を乗じて得た数を記載すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号を次のように改める。

別記様式第16号 (第15条関係)

安全運転管理者教習・認定 申請書
副安全運転管理者認定

年 月 日

愛媛県公安委員会殿

申請者氏名

㊟

教習又は認定を受けようとする者の氏名及び年齢		(ふりがな)		年 月 日生 (歳)	
住 所		電話 () -			
勤務先	名 称				
	所 在 地	電話 () -			
教習若しくは認定を受けようとする者の運転管理又は運転経験等	職務上の地位			職 務 内 容	
	勤 務 形 態	1 日勤 3 その他()	2 隔日	運転管理 年	運転経験 年
勤 務 経 歴	勤 務 期 間	勤 務 部 署	職 務 上 の 地 位	職 務 内 容	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第20号の2を次のように改める。

別記様式第20号の2（第17条の2関係） 指示書
 別記様式第20号の2（その1） 最高速度違反用

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指示事項		
指示の理由		

（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その2） 放置行為用

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		
指 示 の 理 由		

（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について放置行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その3） 過積載運転行為用

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第58条の4（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第58条の4）の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		
指 示 の 理 由		

（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第58条の4）の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その4） 過労運転用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の位置	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		
指 示 の 理 由		
<p>（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。</p>		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その5） 自動車運転代行業者の最高速度違反用

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する
道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（注意） この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その6） 自動車運転代行業者の放置行為用

指 示 書

公 委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する
道路交通法第51条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（注意） この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第
23条第1項の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の2（その7） 自動車運転代行業者の過労運転用

指 示 書

公委 第 号
年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条の規定により読み替えて適用する
道路交通法第66条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地

自動車運転代行業者名

指 示 事 項

指 示 の 理 由

（注意） この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第
23条第1項の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号の3中

「

自動車の使用の本 拠の名称及び位置

」を「

自動車の使用の本 拠の名称及び位置 又は主たる営業所 の所在地
--

」に

改める。

別記様式第21号の2の次に次の4様式を加える。

別記様式第21号の3 (第23条の3関係)

適性検査受検命令書

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項
第103条第5項の規定により、次のとおり適性検査の受検を命じます。

拒否
保
取消し
効力
なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の

又は保留
又は効力の停止
の停止
の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」を受けることとなることを意味します

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第21号の4（第23条の3関係）

診 断 書 提 出 命 令 書

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

第90条第6項
第103条第5項
道路交通法の規定に基づき次のとおり、道路交通法施行規則

第18条の4第2項
第29条の5第2項
に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は
保留
この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の
取消し又は効力
効力の

保留
の停止
停止
の処分を受けることとなります。

なお、医師の診断書を提出する場合は、愛媛県道路交通規則に定める様式の
診断書を提出してください。

診 断 書 の 提 出 を 命 ず る 理 由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

- 注1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合には、それぞれ「拒否」又は「取消し」を受けることになることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第21号の5（第23条の3関係）

診 断 書（愛媛県公安委員会提出用）

1	氏 名	男 ・ 女
2	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
3	住 所	
4 医 学 的 判 断	病 名	(F)
	所見（現病歴、 現在症、重 症度など）	
5	現時点での病 状（運動能力及 び改善の見込み ）についての意 見	(1) 残遺症状がないか又は極めて軽微であり、自動車等の安全 な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する 能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠い ていないと認められる。 (2) 残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠い ていないと認められる。 (3) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いて いる可能性が認められる。 (4) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いて いる可能性が認められる。ただし、6月（ 月）以内に5 及び6についてともに(1)又は(2)の判断ができる見込みがある。 (5) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いて いると認められる。 (6) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いて いると認められる。ただし、6月（ 月）以内に5及び6 についてともに(1)又は(2)の判断ができる見込みがある。 (7) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠い ていると認められる。 (8) 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠い ていると認められる。ただし、6月（ 月）以内に5及び6 についてともに(1)又は(2)の判断ができる見込みがある。
6	現時点での病 状を踏まえた今 後の見通しにつ いての意見（5 で(1)又は(2)に該 当する場合のみ ）	(1) 安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症 状（以下単に「症状」という。）が再発するおそれはないと 認められる。 (2) 症状が再発するおそれがないとまでは認められないが、（ ）年程度であれば、症状が再発するおそれはないと認め られる。 (3) 1年以内に症状が再発するおそれは否定できない。 (4) 1年以内に症状が再発するおそれは否定できない。ただし、 6月（ 月）以内に(1)又は(2)の判断ができる見込みがある。 (5) 1年以内に症状が再発するおそれが認められる。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称及び所在地

担当診療科名

担当医師氏名



別記様式第21号の6（第23条の4関係）

適性検査通知書

公委 第 号

年 月 日

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第101条の2の2第5項の規定により適性検査を次のとおり行うこととしたので通知します。

なお、運転免許証の有効期限内にこの通知に係る適性検査を受けられない場合は、運転免許証の更新を受けることができません。

検査しようとする理由	
検査場所	
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号（第24条関係） 臨時適性検査通知書

別記様式第22号（その1） 運転免許試験合格者に対する通知用

臨時適性検査通知書

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、臨時適性検査の通知（運転免許の保留）を受けることとなりま
否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）
す。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることを意味します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号(その2) 免許を受けた者に対する通知用

臨時適性検査通知書

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項
第2項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず適性検査を受けない場合は、運転免許の取消しの効力の停止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号（その3） 仮運転免許試験合格者に対する通知用

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号(その4) 仮運転免許を受けた者に対する通知用

臨時適性検査通知書(仮運転免許)

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項
第2項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 「道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合」とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合(一定の場合を除く。)のことです。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号（その5） 国際運転免許証等を所持する者に対する通知用

臨時適性検査通知書

公委 第 号
年 月 日

住所

殿

愛媛県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず適性検査を受けない場合は、自動車等の運転の禁止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、自動車等の運転の禁止の処分を受けることはありません。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号の3を次のように改める。

別記様式第22号の3（第24条の4関係） 運転免許証更新連絡書

住 所
氏 名

様

愛媛県公安委員会 印

運転免許証更新連絡書

年 月 日
年 月

あなたの運転免許証の有効期限が近づきましたので、次により
日から 年 月 日までの間に更新の手続きをとってください。

1 更新運転免許証に関する情報

情 報 の 項 目	内 容
更新者の区分	道路交通法第101条第3項の優良運転者の該当の有無 該当する。 該当しない。
講習の種別	
免許証番号	
更新手続後の有効期限	

2 更新手続の際に持参する物

- (1) この連絡書
- (2) 現に有する運転免許証
- (3) 手数料

更 新 手 数 料	講 習 手 数 料	計
円	円	円

(4) その他持参する物

- ア 氏名又は本籍を変更された方は、本籍地を記載した住民票の写し 1通
- イ 更新の申請の前日6月以内に特定認定教育又は特定任意講習を受講している方は、当該講習等の終了証明書
- ウ 1の表に記載された講習の種別が高齢者講習の方は、高齢者講習終了証明書（特定認定教育又は特定任意高齢者講習を受講済みの場合は、当該講習等の終了証明書）
- エ 住所を変更されている方は、住民票の写しその他の住所を確認できる書類
- オ 運転免許証の再交付の申請と更新の申請を同時に行う方及び免許の効力が停止されている期間中に更新の申請を行う方は、免許用写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚
- カ 1の表に記載された講習の種別が初回更新者講習の方のうち、前回更新時に海外旅行、入院等のやむを得ない理由により免許証の更新を受けることができず、その免許が効力を失った日から起算して6月を経過する前に次の免許を受けた方で当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたとみなされ、更新日までに継続して免許を受けている期間が5年以上となることにより、優良運転者又は一般運転者となる方は、パスポートその他やむを得ない理由を証明することができる書類

3 更新手続の場所

4 更新手続の受付日時

5 他の都道府県公安委員会を經由して行う更新申請手続

6 經由更新申請に係る留意事項

別記様式第22号の5中「第24条の6」を「第24条の8」に改め、同様式を別記様式第22号の7とする。

別記様式第22号の4中「第24条の5」を「第24条の7」に改め、同様式を別記様式第22号の6とする。

別記様式第22号の3の次に次の2様式を加える。

別記様式第22号の4（第24条の6関係） 運転経歴証明書

（表）

8.56

5.40

4.79

7.96

氏名

年月日生

住所

受付 年月日 交付番号

運転経歴証明書

写真

二・小・原 年月日

他 年月日

二種 年月日

種類

愛媛県公安委員会 印

（裏）

7.56

4.39

注意事項

- 1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
- 2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。
- 3 住所等の変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。
- 4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。

備考1 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 交付欄の交付番号の末尾の - の次には、優良運転者にあつては「1」、一般運転者にあつては「2」、その他の運転者にあつては「3」の数字を表示すること。

別記様式第22号の5（第24条の6関係）

運転経歴証明書交付申請書

愛媛県公安委員会 殿

		申請年月日		年 月 日		写 真
ふりがな						
氏 名						
生年月日	明治	大正	昭和	年 月 日		
	1	2	3			
住 所						
連絡先及び電話番号						
免許証番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
申請書の提出先	運転免許管理課			警察署		

.....（この線から下には記載しないこと。）.....

氏 名		年 月 日	手 数 料
住 所			
交 付			
運 転 経 歴 証 明 書			
番 号 第 号			
二・小・原 他 二 種	愛 媛 県 公 安 委 員 会		

- 注1 手数料欄には、証紙をはり付けること。
 2 申請書の提出先の欄には、該当する申請書の提出先の にレ印を記入すること。
 警察署に提出する場合は、申請書を提出する警察署名も併せて記入すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格B5とする。

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公安委員会公印規程(昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表愛媛県公安委員会印の項中

<p>「 運転免許試験成績証明、再試験、取消処分者講習、停止処分者講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習及び指定講習機関制度の事務用 」</p>	を	<p>「 検査合格証明、適性検査、運転免許試験成績証明、再試験、臨時適性検査、適性検査結果通知、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習及び指定講習機関制度の事務用 」</p>	に、
<p>「 1 運転免許証更新連絡書の作成用 2 高齢者講習の連絡に係る書面の作成用 3 違反者講習通知書の作成用 運転免許証の作成用 」</p>	を	<p>「 1 運転免許証更新連絡書の作成用 2 更新時講習の受講の通知に係る書面の作成用 3 高齢者講習の連絡に係る書面の作成用 4 違反者講習通知書の作成用 運転免許証及び運転経歴証明書の作成用 」</p>	に改め

る。
(愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県自動車運転適性検査所の設置および運営に関する規則(昭和43年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「法第113条の2の規定による指定を受けた医師又は心理学専攻者」を「道路交通法(昭和35年法律第105号)第90条第1項及び第103条第1項の規定による処分の要件に関し、専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(運転適性相談終了書の交付)

第7条 公安委員会は、第4条第2号の適性相談を終了した者で、適性相談終了時において運転免許の取得又は更新が可能であると認められたものに対し、運転適性相談終了書(別記様式)を交付するものとする。

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式（第7条関係）

適 性 相 談 終 了 書

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
相 談 終 了 日	
相 談 終 了 番 号	
相 談 受 付 窓 口	

今後 1年
6月 以内に、愛媛県公安委員会に対し、運転免許
の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、この
終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

(取得時講習の実施に関する規則の一部改正)

第4条 取得時講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第108条の2第1項第7号に規定する応急救護処置講習」を「、第108条の2第1項第7号に規定する応急救護処置講習及び第108条の2第1項第8号の2に規定する旅客車講習」に改める。

第4条の表応急救護処置講習の項を次のように改める。

応急救護処置講習(一)	1時間	2時間
応急救護処置講習(二)	2時間	4時間
大型旅客車講習	2時間	4時間
普通旅客車講習	2時間	4時間

第5条中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改める

。(愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則(平成6年愛媛県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条の6」を「第37条の6第2号」に改める。

第7条中「1年以内」を「6月以内」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第7条関係)

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び生年月日

㊟

住 所

再 交 付 の 理 由

受 講 期 日

備 考

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(高齢者講習に関する規則の一部改正)

第6条 高齢者講習に関する規則(平成10年愛媛県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「陸上自衛隊第二混成団松山自動車教習所」を「陸上自衛隊第2混成団松山自動車教習所」に改める。

第4条中「。以下「規則」という。」第38条第15項の高齢者講習終了証明書」を「)第38条第16項の高齢者講習終了証明書(以下「高齢者講習終了証明書」という。)」に改める。

第5条中「規則第38条第15項の」を削る。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第11号

更新時講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成14年5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

更新時講習の実施に関する規則

運転免許証更新時講習の実施に関する規則(昭和58年愛媛県公安委員会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第11号に掲げる講習(以下「更新時講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新時講習の委託)

第2条 法第108条の2第3項の規定により、更新時講習の実施を社団法人愛媛県交通安全協会に委託する。

(更新時講習の受講の申出)

第3条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第12項第1号ただし書の更新時講習の受講の申出は、更新時講習受講申出書(別記様式)を公安委員会に提出して行うものとする。この場合において、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域以外の区域に居住している者は、その者の住所地を管轄する警察署を経由することができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、更新時講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

更 新 時 講 習 受 講 申 出 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び生年月日

年 月 日生

住 所

講 習 の 受 講 を
希 望 す る 日

年 月 日

手 数 料

- 注 1 手数料欄には、証紙をはり付けること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○愛媛県公安委員会規則第12号

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則を次のように定める。

平成14年5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 特定任意高齢者講習（第4条 - 第9条）
- 第3章 チャレンジ講習（第10条 - 第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の6の2第1号の規定に基づく講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）及びチャレンジ講習の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「チャレンジ講習」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定に基づき、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者を対象に行う講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に及ぼす影響についての確認及びその結果に基づく指導を行うものをいう。

（講習の委託）

第3条 法第108条の2第3項の規定により特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施を法第99条第1項の指定自動車教習所（陸上自衛隊第2混成団松山自動車教習所を除く。以下「教習所」という。）に委託する。

第2章 特定任意高齢者講習

（講習の種別及び科目）

第4条 特定任意高齢者講習は、チャレンジ講習の結果、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと公安委員会が認めた者に対して行う講習（以下「簡易講習」という。）及びこれ以外の者に対して行う講習（以下「通常講習」という。）に区分して行うものとする。

2 簡易講習及び通常講習の講習科目は、次の表のとおりとする。

種 別	講 習 科 目
簡易講習	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導
通常講習	1 道路交通の現状及び交通事故の実態 2 運転者の心構えと義務 3 安全運転の知識 4 自動車を運転して行う運転適性についての診断と指導 5 運転適性検査器材を使用して行う運転適性についての診断と指導

（講習方法）

第5条 特定任意高齢者講習は、自動車、教本、運転適性検査器材、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

（講習時間）

第6条 特定任意高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 通常講習 3時間
- (2) 簡易講習 1時間

（簡易講習の受講）

第7条 運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習に関する規則」という。）第2条第1項のチャレンジ講習受講結果確認書（以下「確認書」という。）の交付を受けた者は、簡易講習を受講することができる。

（特定任意高齢者講習の受講申請）

第8条 特定任意高齢者講習を受講しようとする者は、特定任意高齢者講習（通常講習・簡易講習）受講申請書（様式第1号）を当該講習を受講しようとする教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。この場合において、簡易講習を受講しようとする者は、当該申請書に確認書を添付しなければならない。

（特定任意高齢者講習終了証明書の交付の申出）

第9条 講習に関する規則第3条第2号の特定任意高齢者講習終了証明書（以下「証明書」という。）の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書（様式第2号）を特定任意高齢者講習を受講した教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。

第3章 チャレンジ講習

（チャレンジ講習受講申請書の提出）

第10条 チャレンジ講習を受講しようとする者は、チャレンジ講習受講申請書（様式第3号）を当該講習を受講しようとする教習所の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出しなければならない。

（講習の科目及び内容）

第11条 チャレンジ講習の講習科目は、事前説明、模範走行、実車走行、講評その他必要と認める科目とする。

2 実車走行の課題及び内容は、次の表のとおりとする。

課 題	内 容
一般課題	周回コース及び幹線コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コースの通過、屈曲コースの通過並びに方向変換
特別課題	スラローム走行
参考課題	急ブレーキ

（確認書の交付）

第12条 公安委員会は、一般課題及び特別課題の運転結果から判断して、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められた者に対し、確認書を交付するものとする。

第4章 雑則

（証明書等の再交付の申出）

第13条 証明書又は確認書の交付を受けた者は、特定任意高齢者講習又はチャレンジ講習を受講した日から起算して6

月以内に証明書又は確認書を亡失又は滅失し、証明書又は確認書の再交付を受けようとするときは、当該講習を受講した教習所の所在地を管轄する警察署を經由して公安委員会に特定任意高齢者講習終了証明書（チャレンジ講習受講結果確認書）再交付申出書（様式第4号）を提出して申し出なければならない。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

特定任意高齢者講習 (通常講習) 受講申請書
(簡易講習)

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

氏 名 及 び 生 年 月 日	
住 所	
受講希望年月日	
受講教習所名	
手 数 料	

注1 受講希望年月日の欄に記載された受講希望日については、この申請書の提出を受けた警察署において、該当する教習所に問い合わせて講習の受講の可否を確認すること。

2 手数料欄には、証紙をはり付けること。

3 簡易講習の受講を希望する者は、チャレンジ講習受講結果確認書を添付すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号(第9条関係)

特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び
生年月日

住 所

講習年月日

受講した指定
自動車教習所
の名称講習担当責任
者の職及び氏
名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第3号(第10条関係)

チャレンジ講習受講申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

氏名及び 生年月日	
住 所	
受講希望年月日	
受講教習所名	
手 数 料	

注1 受講希望年月日の欄に記載された受講希望日については、この申請書の提出を受けた警察署において、該当する教習所に問い合わせて講習の受講の可否を確認すること。

- 2 手数料欄には、証紙をはり付けること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号(第13条関係)

特定任意高齢者講習終了証明書
チャレンジ講習受講結果確認書

再交付申出書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

氏 名 及 び
生 年 月 日

住 所

講 習 年 月 日

講習を受講し
た指定自動車
教習所の名称

再交付の理由

注1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第13号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年
国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）		
ばちんこ 遊技機	第1種	CR蛭子能収L	株式会社高尾	株 式 会 社 高 尾 (内ヶ島敏博)	愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目3番地	6092	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	"	CR蛭子能収M	"	"	"	6093	
	"	CR牙王L	株式会社ニューギ ン	株 式 会 社 ニューギ ン (新井 悠司)	愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目56番地	6095	
	"	CR牙王M	"	"	"	6098	
	"	CRメイドインジャ パン遊1	豊丸産業株式会社	豊 丸 産 業 株 式 会 社 (永野 裕豊)	愛知県名古屋市中村区長戸井 町三丁目12番地	6099	
	"	CRプリティーわんわ んM6	株式会社三洋物産	株 式 会 社 三 洋 物 産 (金沢 要求)	愛知県名古屋市中村区今池三 丁目9番21号	6100	
	"	CRプリティーわんわ んL7	"	"	"	6101	
	"	CRドラムチック麻雀	株式会社大一商会	株 式 会 社 大 一 商 会 (市原 茂)	愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目22番地	6110	
	"	CRピーマンX1	京楽産業株式会社	京 楽 産 業 株 式 会 社 (榎本 宏)	愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目20番8号	6111	
	"	CRガッチャマンS	サミー株式会社	サ ミ ー 株 式 会 社 (里見 治)	東京都豊島区東池袋二丁目23 番2号	6114	
	"	CR玉緒でドッカン! !V	"	"	"	6115	
	"	CRフィーパークエス トSP	株式会社ガイドー	株 式 会 社 ガ イ ド ー (寶田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	6118	
	"	CROH!SAMUR AIV	株式会社サンセイ オールアンドティ	株 式 会 社 サンセイアールア ンドティ (杉島紀志男)	愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目11番13号	6119	
	第3種	CR・キングホー助K	株式会社平和	株 式 会 社 平 和 (中島 潤)	群馬県桐生市広沢町二丁目30 14番地の8	6120	
"	キングホー助V	"	"	"	6121		
"	CRむし虫ランド炸裂 編	株式会社エース電 研	株 式 会 社 エ ー ス 電 研 (武本 孝俊)	東京都台東区東上野三丁目12 番9号	6122		
回胴式遊 技機	回胴式	スーパージャックポッ トA	岡崎産業株式会社	岡 崎 産 業 株 式 会 社 (岡崎 安弘)	三重県松阪市中万町鐘突2185 番地の2	6094	
	"	サザンウェイブ-30	株式会社タイヨー	株 式 会 社 タイヨ ー (久木 文男)	東京都品川区東五反田一丁目 6番3号	6096	
	"	スカルスカ	"	"	"	6097	
	"	メガダイヤ	株式会社大都技研	株 式 会 社 大 都 技 研 (木原 海俊)	東京都葛飾区小菅二丁目8番 9号	6102	
	"	エチゴヤ2	"	"	"	6103	
	"	メガダイヤ30	"	"	"	6104	
"	ハイビ-30	株式会社パイオニ ア	株 式 会 社 パイオニ ア (野口 三次)	大阪府東大阪市長田中一丁目 4番6号	6105		

"	スーパー・オクスロ - 30	"	"	"	6106
"	ビッグシオー30	"	"	"	6107
"	スプラッシュセブン - 30	"	"	"	6108
"	バクレツオウ7	株式会社アリストクラートテクノロジーズ	株式会社アリストクラートテクノロジーズ (加茂 隆曹)	東京都千代田区東神田二丁目5番12号	6109
"	ライライゴクウ	株式会社エレコ	株式会社エレコ (福田 貞夫)	東京都江東区有明三丁目1番地25	6112
"	ケイワンレバンナR	"	"	"	6113
"	サンユウシ	株式会社アリストクラートテクノロジーズ	株式会社アリストクラートテクノロジーズ (加茂 隆曹)	東京都千代田区東神田二丁目5番12号	6116
"	フィーバーフランケンG	株式会社ガイドー	株式会社ガイドー (寶田 久治)	東京都渋谷区東二丁目23番3号	6117
"	デートラインペガサス	テクノコーシン株式会社	テクノコーシン株式会社 (河田 節子)	東京都台東区台東三丁目6番13号	6123

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 5月31日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1 道路交通安全法（昭和35年法律第105号）の項専決事項の欄第5号中「安全運転管理者」を「安全運転管理者等」に改め、同項同欄第7号中「第107条の5第3項」を「第104条の2の3第5項及び第107条の5第3項」に改め、同項同欄中第26号を第27号とし、第19号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同項同欄第18号中「解任」を「解嘱」に改め、同号を同項同欄第19号とし、同項同欄第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 第104条の2の3第1項の規定による臨時適性検査を受けない者に係る免許の効力の停止

別表1 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）の項専決事項の欄中第2号及び第3号を削る。

別表1に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	1 第4条の規定による認定 2 第5条第1項の規定による認定申請書の受理 3 第5条第2項の規定による認定の通知及び認定証の交付 4 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通安全法第74条の2第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令 5 第19条第1項の規定により読み替
------------------------------------	---

えて適用する道路交通安全法第75条第2項の規定による1月を超えない自動車の使用制限の処分

6 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通安全法第75条第9項の規定による自動車の使用制限書の交付及び標章のはり付け

7 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通安全法第75条の2第1項本文の規定による1月を超えない自動車の使用制限の処分

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）

1 第12条の規定による認定の取消しの公示

別表2の1の(4)の表道路交通安全法の項専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表2の1の(4)の表道路交通安全法施行規則の項を削る。

別表2の1の(4)の表に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	1 第5条第4項の規定による国土交通大臣との協議 2 第7条第2項の規定による国土交通大臣との協議 3 第21条第1項の規定による報告要求及び立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。） 4 第22条第1項前段の規定による自動車運転代行業者に対する指示 5 第23条第2項の規定による国土交通大臣からの要請の受理 6 第23条第3項の規定による国土交
-----------------------	---

	通大臣との協議
7	第24条第2項の規定による国土交通大臣との協議
8	第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業者に対する指示

別表2の2の(6)の表道路交通法の項専決事項の欄中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

1 第74条の2第5項の規定による安全運転管理者等の選任届及び解任届の受理

別表2の2の(6)の表道路交通法の項の次に次のように加える。

道路交通法施行規則	1 第9条の9第1項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する教習の実施及び自動車の運転の管理に関する能力の認定
	2 第9条の9第2項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する能力の認定

別表2の2の(6)の表地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の項専決事項の欄中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

1 第6条第1項の規定による地域交通安全活動推進委員証の交付

2 第7条の規定による標章の交付

別表2の2の(6)の表に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	1 第5条第5項の規定による認定証再交付申請書の受理及び認定証の再交付
	2 第8条第1項の規定による変更届出書の受理
	3 第8条第2項の規定による国土交通大臣に対する通知
	4 第8条第3項の規定による認定証の書換え
	5 第9条第1項の規定による認定証の返納の受理
	6 第9条第2項の規定による認定証の返納の受理
	7 第9条第3項の規定による国土交通大臣に対する通知
	8 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第74条の2第8項の規定による安全運転管理者等講習の通知
	9 第22条第1項後段の規定による国土交通大臣に対する通知
	10 第22条第2項の規定による国土交通大臣からの通知の受理
	11 第25条第1項の規定による処分移送通知書の送付

	12 第25条第2項の規定による処分移送通知書の受理
--	----------------------------

別表2の2の(7)の表に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	1 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第22条の2第1項の規定による最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示
	2 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第51条の4第1項(同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による放置車両に係る指示
	3 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第58条の4第1項の規定による過積載車両に係る指示
	4 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第66条の2第1項の規定による過労運転に係る車両の使用者に対する指示

別表2の2の(8)の表に次のように加える。

道路法(昭和27年法律第180号)	1 第95条の2の規定による道路管理者への意見回答及び道路管理者からの通知の受理
覚書等	1 法令の制定及び改正に伴う交通規制関係の警察庁と関係省庁との覚書に基づく関係機関との協議、関係機関に対する意見聴取及び回答並びに関係機関からの通知の受理

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄第1号中「同条第4項」を「同条第5項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項同欄第2号中「第90条第7項」を「第90条第8項」に改め、同項同欄第3号中「第90条第8項」を「第90条第9項」に改め、同項同欄中第37号を第48号とし、同号の前に次の1号を加える。

47 第108条の2第2項の規定によるチャレンジ講習の実施

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄中第36号を第46号とし、第25号から第35号までを10号ずつ繰り下げ、第35号の前に次の2号を加える。

33 第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付申請の受理

34 第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書の交付

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄中第24号を第32号とし、第17号から第23号までを8号ずつ繰り下げ、同項同欄第16号中「第103条第3項」を「第103条第2項」に改め、「の通知」の下に「並びに処分移送通知書の受理」を加え、同号を同項同欄第24号とし、同項同欄中第15号を第23号とし、第14号を第22号とし、同号の前に次の6号を加える。

16 第101条の2第2項の規定による適性検査の実施

17 第101条の2の2第1項の規定による運転免許証更新申請書の受理

18 第101条の2の2第2項の規定による適性検査の実施

19 第101条の2の2第3項の規定による適性検査の結果を記載した書面及び運転免許証更新申請書の送付及び受理

20 第101条の2の2第4項の規定による経由地公安委員会が行う更新時講習を受講した旨の通知及び通知の受理

21 第101条の2の2第5項の規定による適性検査を受けべき旨の通知及び適性検査の実施

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄中第13号を第15号とし、同項同欄第12号中「第101条第4項」を「第101条第5項」に改め、同号を同項同欄第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

13 第101条第4項の規定による適性検査の実施

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄中第11号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

11 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書の受理

別表2の2の(9)の表道路交通法の項専決事項の欄中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

8 第93条の2の規定による運転免許証の電磁的方法による記録

別表2の2の(9)の表道路交通法施行令の項専決事項の欄に次の1号を加える。

2 第37条の6の2の規定による特定任意高齢者講習の実施

別表2の2の(9)の表道路交通法施行規則の項専決事項の欄第2号を次のように改める。

2 第29条の2の2第1項の規定による経由申請書の受理

別表2の2の(9)の表道路交通法施行規則の項専決事項の欄第5号中「第38条第11項」を「第38条第12項」に改める。

別表2の2の(10)の表道路交通法の項専決事項の欄第1号中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項同欄中第29号を第36号とし、第28号を第35号とし、第27号を削り、同項同欄第26号中「及び原付講習」を「、原付講習、旅客車講習及び指定自動車教習所職員講習」に改め、同号を同項同欄第34号とし、同項同欄中第25号を第33号とし、第22号から第24号までを8号ずつ繰り下げ、第30号の前に次の3号を加える。

27 第104条の2の3第3項において準用する第103条第2項の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び処分移送通知書の受理

28 第104条の2の3第3項において準用する第103条第7項の規定による他の公安委員会への処分の通知及び処分の通知の受理

29 第104条の2の3第6項の規定による処分移送通知書の送付及び受理

別表2の2の(10)の表道路交通法の項専決事項の欄中第21号を第26号とし、第18号から第20号までを5号ずつ繰り下げ、第23号の前に次の1号を加える。

22 第103条第5項の規定による適性検査の受検及び医師

の診断書の提出命令

別表2の2の(10)の表道路交通法の項専決事項の欄中第17号を第21号とし、第2号から第16号までを4号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の4号を加える。

2 第89条第2項の規定による検査の実施及び検査合格証明書書の交付

3 第90条第6項の規定による適性検査の受検及び医師の診断書の提出命令

4 第90条第10項の規定による仮免許の交付の拒否

5 第90条第11項の規定による弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の付与

別表2の2の(10)の表道路交通法施行規則の項専決事項の欄第7号中「第38条第15項」を「第38条第16項」に、「及び原付講習」を「、原付講習、大型旅客車講習及び普通旅客車講習」に改め、同号を同項同欄第13号とし、同項同欄中第6号を第12号とし、第5号を第11号とし、同項同欄第4号中「第33条第7項第2号二、第34条の3第3号八及び第38条第7項第1号」を「第33条第4項第2号二(第34条の3第3号において準用する場合を含む。)及び第38条第7項第2号」に改め、同号を同項同欄第10号とし、同号の前に次の4号を加える。

6 第29条の3第1項の規定による処分の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定

7 第29条の5第1項の規定による免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定

8 第32条第1項の規定による同等の教習効果があることの認定

9 第32条第2項の規定による同等の教習効果があることの認定

別表2の2の(10)の表道路交通法施行規則の項専決事項の欄中第3号を第5号とし、同項同欄第2号中「第24条第6項」を「第24条第7項」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同項同欄中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

1 第18条の2の2第2項の規定による技能検査申請書の受理

2 第18条の4第1項の規定による免許の保留の要件に関し専門的な知識を有する医師の認定

別表3 道路交通法の項専決事項の欄第3号中「第89条」を「第89条第1項」に改め、同項同欄中第26号を第30号とし、第20号から第25号までを4号ずつ繰り下げ、同項同欄第19号中「第107条第3項」を「第107条第4項」に改め、同号を同項同欄第23号とし、同項同欄中第18号を第22号とし、同号の前に次の2号を加える。

20 第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書書の交付申請の受理

21 第104条の4第6項の規定による運転経歴証明書書の交付

別表3 道路交通法の項専決事項の欄中第17号を第19号とし、第11号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項同欄第10号中「第101条第4項」を「第101条第5項」に改め、同号を同項同欄第12号とし、同項同欄第9号中「第101条第1項」を「第101条第4項」に改め、同号を同項同欄第11号とし

、同号の前に次の1号を加える。

10 第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書の受理

別表3 道路交通法の項専決事項の欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 第93条の2の規定による運転免許証の電磁的方法による記録

別表3 道路交通法施行規則の項専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項同欄第3号中「第38条第11項」を「第38条第12項」に改め、同号を同項同欄第2号とし、同項同欄第4号中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改め、同号を同項同欄第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 第38条の2の規定による特定任意高齢者講習終了証明書の交付申出の受理及び交付

別表3に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	<p>1 第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法第75条第10項の規定による標章除去申請の受理及び標章の除去</p> <p>2 第21条第1項の規定による報告要求及び立入検査の実施（当該警察署に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p>
運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）	<p>1 第2条第1項第1号の規定による自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかの確認及びチャレンジ講習受講結果確認書の交付</p>
特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）	<p>1 第8条の規定による特定任意高齢者講習受講申請書の受理</p> <p>2 第9条の規定による特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書の受理</p> <p>3 第10条の規定によるチャレンジ講習受講申請書の受理</p> <p>4 第13条の規定による特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書及びチャレンジ講習受講結果確認書再交付申請書の受理並びに特定任意高齢者講習終了証明書及びチャレンジ講習受講結果確認書の再交付</p>

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を

不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年 5月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所 在 地
介護老人保健施設	介護老人保健施設長浜ひまわり	喜多郡長浜町大字柴甲1422-3

雑 報

○公示送達

（所在不明。ただし、住民票の住所）

愛媛県上浮穴郡面河村大成 877 番地

高岡 保明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成14年6月17日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成14年 5月31日

愛媛県収用委員会

会長 村 田 建 一

平成14年5月14日付け裁決書